

日本企業及び邦人を法的側面から支援する  
方策等を検討するための調査研究  
(ラオス人民民主共和国)

2024年3月

弁護士 入江克典

## 目 次

序 文	1
第 1 本調査の目的	1
第 2 調査体制	1
第 3 調査期間	1
第 4 調査方法等	1
第 5 本調査報告の概要	2
第 1 章 ラオスの法・司法制度の概要	3
第 1 ラオス法の概要 ー法的伝統、法体系、法制定過程を中心にー	3
第 2 ラオス司法制度の概要 ー民事紛争解決、裁判例の実態を中心にー	5
第 2 章 ラオスにおけるビジネス関連法令の運用の実態	10
第 1 民法典	10
1 法律の概要・所管官庁	10
2 下位法令、ガイドライン、解釈指針等	17
3 運用の実態	18
第 2 企業法	20
1 法律の概要・所管官庁	20
2 下位法令・ガイドライン・解釈指針等	25
3 運用の実態	26
第 3 知的財産法	29
1 法律の概要・所管官庁	29
2 下位法令・ガイドライン・解釈指針等	29
3 運用の実態	32
第 4 投資奨励法	35
1 法律の概要・所管官庁	35

2	下位法令、ガイドライン、解釈指針等 .....	39
3	運用の実態.....	42
<b>第5</b>	<b>ビジネス競争法.....</b>	<b>44</b>
1	法律の概要・所管官庁.....	44
2	下位法令、ガイドライン、解釈指針等 .....	47
3	運用の実態.....	48
<b>第6</b>	<b>証券取引法.....</b>	<b>50</b>
1	法律の概要・所管官庁.....	50
2	下位法令、ガイドライン、解釈指針等 .....	56
3	運用の実態.....	58
<b>第7</b>	<b>電子商取引法.....</b>	<b>60</b>
1	法律の概要・所管官庁.....	60
2	下位法令、ガイドライン、解釈指針等 .....	62
3	運用の実態.....	63
<b>第8</b>	<b>消費者保護法.....</b>	<b>66</b>
1	法律の概要・所管官庁.....	66
2	下位法令、ガイドライン、解釈指針等 .....	68
3	運用の実態.....	69
<b>第3章</b>	<b>ラオスにおける日本企業・在留邦人が直面する法的問題の実態及びこれに対する対応の在り方 .....</b>	<b>73</b>
<b>第1</b>	<b>ラオス日本企業が直面する法的問題の実態.....</b>	<b>73</b>
1	ラオスにおける日本企業の概要.....	73
2	アンケート及びインタビューの実施.....	74
3	ラオス日本企業が直面する法的問題の実態及び対応の在り方.....	75
<b>第2</b>	<b>ラオス在留邦人が直面する法的問題の実態.....</b>	<b>79</b>
1	ラオス在留邦人の概要.....	79
2	アンケート及びインタビューの実施.....	80

3	ラオス在留邦人が直面する法的問題の実態及び対応の在り方.....	80
---	----------------------------------	----

<b>第4章</b>	<b>日本の法曹有資格者がラオスで提供できる法的支援の在り方及びそのような法的支援に対するニーズのボリューム .....</b>	<b>83</b>
------------	--	-----------

<b>第1</b>	<b>ラオスにおける外国弁護士規制.....</b>	<b>84</b>
-----------	----------------------------	-----------

1	非弁行為に関する規制.....	84
---	-----------------	----

2	外国人がラオス法弁護士になるための要件.....	85
---	--------------------------	----

3	外国法弁護士に関する規定.....	86
---	-------------------	----

4	外国法弁護士事務所に対する規制.....	87
---	----------------------	----

5	まとめ（日本法弁護士の活動可能性）.....	88
---	------------------------	----

<b>第2</b>	<b>法的支援に際しての障害.....</b>	<b>89</b>
-----------	-------------------------	-----------

1	ラオス法実務の特質に基づく障害.....	89
---	----------------------	----

2	ラオス法令へのアクセスの障害.....	90
---	---------------------	----

3	日本からラオスへの物理的なアクセス障害.....	91
---	--------------------------	----

<b>第3</b>	<b>日本の法曹有資格者の活動環境.....</b>	<b>92</b>
-----------	----------------------------	-----------

<b>第4</b>	<b>ニーズのボリュームを踏まえた法的支援の在り方の検討.....</b>	<b>93</b>
-----------	---------------------------------------	-----------

1	ラオス法令の日本語訳の提供の強化又は英訳の提供.....	93
---	------------------------------	----

2	ビジネス法令を対象とする法整備支援の実施.....	94
---	---------------------------	----

3	ラオス法令の成立、改正等に関する情報提供.....	94
---	---------------------------	----

4	日本法弁護士が現地に駐在してのリーガルサービスの提供.....	95
---	---------------------------------	----

<b>第5</b>	<b>試行方策の実施に向けて（試行方策の内容及び企画の理由）.....</b>	<b>97</b>
-----------	---	-----------

1	ラオス日本人商工会議所協力による日本企業向け法律セミナー.....	97
---	-----------------------------------	----

2	ラオス日本大使館協力による在留邦人向け法律相談.....	97
---	------------------------------	----

<b>第6</b>	<b>試行方策①（日本企業向けセミナー）の実施.....</b>	<b>99</b>
-----------	----------------------------------	-----------

1	実施の状況.....	99
---	------------	----

2	実施の結果.....	99
---	------------	----

3	試行方策を実施しての提言.....	101
---	-------------------	-----

<b>第7</b>	<b>試行方策②（在留邦人向け法律相談）の実施.....</b>	<b>103</b>
-----------	----------------------------------	------------

ラオス調査研究結果報告書（本文）

1 実施の状況.....	103
2 実施の結果.....	105
3 試行方策を実施しての提言.....	105

別冊1 アンケート・インタビュー結果

別冊2 日本企業・在留邦人アンケート回答結果の分析

## 序 文

### 第1 本調査の目的

本調査は、日本企業のラオス人民民主共和国（以下「ラオス」という。）へのビジネス展開、ラオスでビジネスを行う日本企業の活動及び駐在員等の在留邦人のラオスでの滞在を法的な側面から支援するため、ビジネス関連法令を中心に、ラオスの法令や法制度の運用、日本の法曹有資格者の活用の在り方などを明らかにするために実施されたものである。

### 第2 調査体制

本調査は、法務省大臣官房司法法制部から委嘱を受けた弁護士入江克典（以下「調査実施者」という。）が実施した。

### 第3 調査期間

2023年（令和5年）5月より2024年（令和6年）2月28日までの期間、本調査を実施した。

### 第4 調査方法等

本調査は、調査実施者により、ラオス現地での又はオンラインによる関係者からのインタビュー、ラオス政府機関がインターネットにおいて公開している法令等情報の調査、Microsoft Forms を利用した日本企業及び在留邦人に対するアンケートの実施、ラオス日本人商工会議所及びラオス日本大使館による協力を得て実施した試行方策などを通じて行われた。

本調査は、時間的制約の中で多岐にわたる事項を対象に実施されたものであり、日々更新される法令又は実務運用に関する情報は、調査実施時点のものである。法務省及び調査実施者は、報告書記載の情報が完全かつ正確であることを保証するものではなく、本報告書に記載された事項によって生じた損害の一切について責任を負うものではない。

## 第5 本調査報告の概要

本調査報告は、第1章から第4章により構成される。第1章は、第2章からの本題に入る前提として、ラオスに関する基本的な法情報を提供するため、ラオスの法制度、司法制度の概要について概説する。第2章は、ラオスにおけるビジネス関連法令の概要とその運用の実態について調査するものである。調査対象法令として、法務省大臣官房司法法制部との協議を経て、民法典、企業法、知的財産法、投資奨励法、ビジネス競争法、証券取引法、電子商取引法及び消費者保護法の8つの法律を選択した。第3章は、ラオスにおける日本企業・在留邦人が直面する法的問題の実態及びこれに対する対応の在り方と題して、ラオスにおける日本企業、在留邦人及びその他関連機関などに対し、アンケート及びインタビューを実施し（別冊1）、かかる法的問題の実態について分析するとともに（別冊2）、これに対する対応の在り方を検討した。第4章は、日本の法曹有資格者がラオスで提供できる法的支援の在り方及びそのような法的支援に対するニーズを踏まえて検討したものである。

本調査は、法務省大臣官房司法法制部、日弁連国際業務推進センターによるご支援に加え、ラオス政府機関、日本企業のご関係の皆さま、在留邦人の皆さまより多大なご協力を頂戴して実現したものである。ご協力頂いた皆さまに対しては、この場を借りて厚く御礼申し上げます。本調査の報告により、ラオスにおける日本企業又は日本人に法的支援が届けられること、ラオスにおける日本企業のビジネス活動が活発になること、ラオスにおいて日本人が法的紛争に巻き込まれることなく生活できること、そして、これらを通じて、ラオスの発展に少しでも寄与することとなれば、望外の喜びである。

## 第1章 ラオスの法・司法制度の概要

第1章は、第2章以下の主題に入る前提として、本調査に関連する事項を中心に、ラオスの法と司法制度について概説する。ラオスにおける民事法・ビジネス関連法の運用を理解するにあたっては、ラオスにおける法的伝統や社会主義体制との関係、法体系や法制定プロセスを認識しておくこと、また、ラオスの司法制度、中でも、民事紛争解決制度の実態や裁判例の実情を認識しておくことが参考になる。

### 第1 ラオス法の概要 —法的伝統、法体系、法制定過程を中心に—<sup>1</sup>

ラオスは、インドシナ半島の中央に位置し、四方を山で囲まれた、人口約744万人（2022年）の多民族国家である（公式には50民族）。面積は、日本の本州に相当する約23万6800平方キロメートル、宗教は、主として仏教、主要産業は、電力、鉱業、農畜産業、通貨は、キープ（kip/LAK）である<sup>2</sup>。

ラオスは、1353年のランサーン王国の建国以降、シャム（タイ）やフランスの属国となり、日本の占領下に置かれた時期をはさみながら、1975年の人民民主共和国の建国にいたるまでの約620年間、王朝としての統治手段として積極的な法制定を進めてきた。その法観念の特色は、法は仏教の教義に依拠するものであり、国法は仏法の反映であると捉える点にある。法を戒律としての行為規範であると（第一次的に）捉える伝統的な考え方は、現在でも強く根付いている。また、王朝時代において村落が強い自律性をもって統治に当たったことで、権力の中央集権化を妨げるとともに、裁判規範としての法の役割を抑制することとなった。村落による自律的統治構造は、例えば、村落調停制度の存在や、民事訴訟において一定の事件について村落調停等の前置が義務付けられていること（民事訴訟法〔2012年第13号／国民議会〕第198条）にも表れている。

その後、ラオスは、人民民主共和国の建国（1975年）により王政下の法を廃止し、社会主義的法治国家への道を歩むこととなる。もともと、村落を中心する社会構造や慣習法を含む

---

<sup>1</sup> 山田紀彦『ラオスの基礎知識』（めこん、2018年）、松尾弘『発展するアジアの政治・経済・法—法は政治・経済のために何ができるか』（日本評論社、2016年）138頁以下、松尾弘＝大川謙蔵「ラオスにおける民事関係法制に関する調査研究」（法務省法務総合研究所国際協力部、平成27年）、「ラオス人民革命党第11回大会 - 転換期を迎える国家建設 -」（アジア経済研究所、2021年）、ラオス政府による「9TH FIVE-YEAR NATIONAL SOCIO-ECONOMIC DEVELOPMENT PLAN（第9次社会・経済開発5か年国家計画）（2021-2025）」、US Department of State, *Investment Climate Statements: Laos* (2023), <<https://www.state.gov/reports/2023-investment-climate-statements/laos/>>, accessed on February 28, 2024などを参照。そのほか、調査実施者がJICA国際協力専門員（2015-2020）及びJICAラオス長期派遣専門家（2017-2021）として得た知見、経験に基づく。

<sup>2</sup> キップとも表記される。調査実施時点において、キープ安が進行しているが、1キープあたり約0.007円（2024年2月）である。

制度的連続性は現在も比較的強く残っている。1986年、ラオス人民革命党は、第5回党大会において、新思考（チンタナカーン・マイ）による社会主義的経済管理メカニズムを導入し、市場経済に適合した新制度（ラポップ・マイ）の整備を進めることとした。世界銀行、国際金融公社（IFC）、アジア開発銀行（ADB）、ソビエト、ベトナム等の支援を得て、また、フランス法の知見を有するラオス高官などが関与し、1990年代を中心に、外国投資奨励管理法、人民裁判所法、所有権法、契約法、家族法、相続法、民事訴訟法、担保取引法、土地法等の法整備を短期間のうちに実施した。ラオスの法系は大陸法系に属するが、民事個別法に関しては、その制定経緯から、フランス的要素、社会主義的要素、英米法的要素、国際取引法の要素の混合的性格を有すると評されている。なお、調査実施者は、以上のようなラオス法の特徴の中でも、社会主義的な法万能主義（legalism）、すなわち、法を現にある社会の反映として捉えず、あるべき社会を映し出す完全無欠のものとして捉える点がラオス法実務を理解するうえで最も重要であると考え。実際にラオス法の制定過程においても、行政的な物的・人的資源がないにもかかわらず、法の規定を先行させ、実態をこの規定の内容に合わせるように各政府当局に努力させるということが行われている<sup>3</sup>。そのため、法の実務・運用が法内容と整合していないという事態が頻繁に生ずることになるが、ラオス法の在り方からすれば想定された齟齬ということが出来る。ラオスの法律関係者も、かかるラオス法の特徴とそれに基づく齟齬の発生を理解している（別冊1第2-4(2)、第6-5）。

以上の制度改革の結果、ラオスは、1990年代以降インドシナ諸国の中でも最も安定的な経済成長を続け、1997年には東南アジア諸国連合（ASEAN）に加盟し、2013年には世界貿易機関（WTO）に加盟した。もっとも、市場経済化に対応すべく法を整備したものの、ラオス社会と経済発展に適合した法を整備すること、かかる法の整備・運用を担う人材を育成することが急務であり、また、制定された個別法は相互に矛盾・重複が見られ、統一性・透明性を欠く状況である。そこで、ラオス政府は、第9次社会・経済開発5か年国家計画（2021年-2025年）の下、法の支配国家実現に向けた新たなマスタープランを策定し、法起草、普及、執行、法的サービスの強化、人材育成などの法司法分野における多様な課題の解決に取り組んでいる。また、日本政府も、1998年より、国際協力機構（JICA）の技術協力として、法務省、日弁連、最高裁、法律研究者等の助力を得て、民事法及び刑事法分野を中心に、ラオスにおける法律人材（司法省職員、裁判官、検察官、大学教員等）の育成、法律運用能力の向上を目指して支援を行っている。

---

<sup>3</sup> 例えば、民法典（第2章第1参照）第562条は、土地に関する担保登記について、物の所在する「郡の」天然資源環境事務所を実施すると規定する。郡レベルで登記実務が行われることが市民の便宜の点から望ましく、規定に反映されたが、実際、郡事務所はこれを実施する能力を備えておらず、県の天然資源環境局が登記実務を行っている。また、企業法（第2章第2参照）における企業登録申請における商工省内部での検討時間は、2022年改正により10日から3日に短縮されたが、実際には3日で実施できておらず、商工省からの聴取によれば、3日を目指して実施していくとのことである（別冊1第6-2参照）。

ラオスにおける法令には、名宛人を特定しない「一般効力を持つ法令」と名宛人を特定する「特別効力を持つ法令」が存在する（法令制定法〔2021年第6号／国民議会〕第4条及び第5条）。前者の「一般効力を持つ法令」は、①憲法、②法律と法典、③国民議会決議、④国民議会常務委員会決議、⑤国家主席令、⑥政令、⑦政府決議、⑧首相決定、命令、⑨大臣、国家組織の長の決定、命令、通達、⑩県民議会決議、⑪県民議会常務委員会決議、⑫県・都知事の決定、命令、通達、⑬郡長、特別区の長、特別市の長の決定、命令、通達、⑭村規則と分類されている。①の憲法（2015年第63号／国民議会）は、全14章、119か条からなり、2015年12月8日に成立、同月15日に公布された。②の「法典」は、刑法典（2017年第26号／国民議会）と民法典（2018年第109号／国民議会）を指す。

法令の制定は、(1)立法計画の立案、(2)起草委員会による法案起草、(3)司法省による法案の整合性の審査、(4)政府による法案の検討、(5)国民議会による法案の検討と承認、(6)国家主席による法律の公布というプロセスを経る（法令制定法第18条）。(5)の国民議会による法案の検討には国民議会常務委員会によるもの（第54条）と本会議でのもの（第57条）を含む。その後、(7)法律は施行（発効）する。改正前2012年法令制定法では、憲法（第60条）を受けて、公布を経て官報に掲載された15日後に発効するものと規定されていたが、現行2021年法では、各法令に定めるものとされている（第108条）。(1)から(7)までのそれぞれのプロセスに時間制限を設けられているが、調査実施者の経験及び見聞きした情報（ただし改正前の2012年法令制定法下でのもの）からすると、あまり遵守されていない<sup>4</sup>。

ラオス法令へのアクセスは、政府の電子官報や国民議会のホームページ等から可能であるが、全ての法令（特に下位法令）がこれらに反映されているものではない。この点については、第4章において述べる。

## 第2 ラオス司法制度の概要 —民事紛争解決、裁判例の実態を中心に—<sup>5</sup>

ラオスは、中国やベトナムと同様、社会主義体制としての統治構造を採用している。「国家権力の最高機関」（憲法第52条）である国民議会の下に、国民議会によって選出される政府（その頂点としての首相、その一機関として司法省）、司法機関である最高人民裁判所及び最高人民検察院が存在する。欧米型の三権分立ではなく、政治制度の主軸となることが憲法上明記された「ラオス人民革命党」の指導の下（憲法第3条）、中央集権的に統治を行う「民主集中制」を採用している。

<sup>4</sup> 入江克典「民法典の立法過程」ICD NEWS 第84号（法務省法務総合研究所、2020年9月）参照。

<sup>5</sup> 山田前掲注1、工藤恭裕＝山下輝年＝榊原一夫「ラオスの法制度の概要」ICD NEWS 第3号（法務省法務総合研究所、2002年）、石岡修「ラオスの民事裁判制度」鈴木基義編『ラオスの開発課題』（JICA ラオス事務所、2014年）、入江克典「ラオスにおける弁護士制度の概要と現状」ICD NEWS 第83号（2020年6月）などを参照。その他調査実施者の知見、経験に基づく。

憲法上、裁判にあたっての「裁判官の独立」、審理及び判決の「公開」が定められている（憲法第94条、第95条）。裁判所は、現在、最高人民裁判所、地域人民裁判所（日本でいう高等裁判所に当たる）、県・首都人民裁判所（日本でいう地方裁判所に当たる）及び地区人民裁判所（日本でいう簡易裁判所に当たる）から構成されている（人民裁判所法〔2017年第22号／国民議会〕第5条）<sup>6</sup>。裁判部の構成として、民事訴訟法の規定に従い、民事部、商事部、家事部、児童（少年）部、刑事部、労働部に分けられており、県・首都レベルの裁判所でも（少なくともビエンチャン首都裁判所においては）、部ごとに専属の裁判官がいると説明されている<sup>7</sup>。現在の裁判所の歴史は比較的浅い。1975年の建国以降、裁判所及び検察院は司法省の一部局であったが、1983年に司法省から独立し、1990年に裁判所及び検察院がそれぞれ別の組織として独立、1991年のラオス憲法によって名実ともに独立した組織となった。

裁判制度は、日本と同様に、三審制を採用している（人民裁判所法第5条）。民事訴訟においては、3億キープを超える請求については、県・首都裁判所を第一審、地域人民裁判所を控訴審、最高人民裁判所を破棄審とし、3億キープ以下の請求については、地区人民裁判所を第一審、県・首都裁判所を控訴審、地域裁判所を破棄審とする（民事訴訟法第21条及び第22条）。また、最高人民裁判所による確定判決に対する再審制度も存在する（第313条以下）。三人の合議体による審理の他、軽微な事件における第一審での審理に限り、裁判官一人による単独審も可能とされる（人民裁判法第13条）。

民事訴訟の進行は、職権的に進められる（職権主義）。すなわち、当事者が主体的に主張、立証を行い、当事者間の意思に基づく紛争解決がなされるよう訴訟が進められる（日本のような当事者主義）のではなく、裁判所が自ら事実関係について調査を行い、証拠調べを行う建前になっている。かかる制度設計の背景は、後述する弁護士の乏しさに加えて、裁判制度の意義として客観的事実関係の確定に比重を置く社会主義的な法観念とも密接に結びついている。このような客観的な事実を慎重に確定すべきという態度は、検察院が民事訴訟にも関わる設計となっている点にも表れている。各審級の人民検察院は、民事裁判に立会して、裁判所の判断が法に基づく適切なものか否かを監督する役割を担っている（民事訴訟法第62条から第68条）。

弁護士（ラオス法弁護士）は、調査実施時点（2023年11月時点）において479名である（別冊1第7-1）<sup>8</sup>。ラオス弁護士会（及び監督官庁である司法省）の方針により、近年その

<sup>6</sup> そのほか、児童裁判所、軍事裁判所が存在する。

<sup>7</sup> 2020年に開催された国際知財シンポジウム（JSIP）に参加したラオス裁判官のプレゼン資料のほか、調査実施者による聴取に基づく。地方の県裁判所は、一人の裁判官が複数の部を担当するなどして対応しているようである。

<sup>8</sup> 日本の弁護士数は、2024年1月時点で約4万5000人であり、1万人あたりの弁護士数は約3.8人である。他方、ラオスは、1万人あたりの弁護士数は約0.6人である。

数を増やしており<sup>9</sup>、2030年に1000人が登録することを目指している。かかる弁護士数の僅少を反映し、民事訴訟においては、弁護士による代理を原則としつつも、本人による訴訟追行を前提とした設計になっている。すなわち、民事訴訟法は、弁護士に加えて、保護者（組織、企業の代表、夫又は妻、父母、後見人又は近親者）が訴訟手続に参加するものとし（第86条）、委任による代理人として、弁護士のほか、近親者が挙げられている（第91条）。実際に、ラオスにおける民事訴訟は、弁護士が関わらないものがほとんどである。

ラオスの司法を通じた実効的な紛争解決に対する信頼は低い。その傾向は、日本企業及び在留邦人のアンケートからも明らかである（別冊2）。第一の要因は、裁判所（裁判官）の能力不足に起因し、裁判所が法に基づく合理的な紛争解決に導くことができない点にある。これを受けて、日本政府は、JICAプロジェクトを通じて判決の改善に係る活動を継続して実施している。また、審理の長期化も深刻である。民事訴訟法には、審理期間を制限する規定が存在する一方（第30条）、証拠提出時期の制限が事実上存在しない。破棄審が法律審ではないため、新たな証拠の提出により事実認定が見直されることが行われ、上訴や再訴が繰り返される実態がある。さらに、司法省（判決執行局）が担う裁判所の判決執行の機能不全も信頼の乏しさの重大な要因である。ラオスにおいては、当事者の申立てにより裁判所において判決の執行が行われる日本の制度とは異なり、判決を経た全件が司法省に送付され執行されるという建前を取っている。加えて、司法省においても改めて両当事者間の和解を促すような取組みがなされている（民事訴訟法第258条、第284条、第308条、第310条、判決執行法〔2021年第12号／国民議会〕第18条、第19条等参照）。その結果、司法省において判決執行が滞留し、判決を獲得しても適切な執行が期待できないという状況にある<sup>10</sup>。なお、民事訴訟法には外国判決の承認に関する規定があり（第362条1項、第363条以下）、日本の民事訴訟法と同様に一定の要件の下に、ラオスにおける外国判決の執行が可能である。また、ラオスは「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）に加盟しており、外国仲裁判断についても判決と同様の手続で承認を受け、執行を行うことができる（第362条第2項）。しかし、これらの外国判決・仲裁の執行についても、前述の滞留の問題が関わる。

司法によらない紛争解決としては、各種の調停制度がある。各所管省庁において行政的な紛争解決の窓口を持っていることが多い。例えば、消費者保護に関しては商工省国内商事局において、知的財産に関しては同省知財局において、土地に関しては天然資源環境省土地局において、紛争解決がなされている。また、司法省が各村において設置する村落調停制度

<sup>9</sup> 2019年3月時点で243名であり（入江「ラオスにおける弁護士制度の概要と現状」前掲注5参照）、直近5年間で倍増している。

<sup>10</sup> 第9回人民革命党大会決議（2010年）において司法制度における重大な課題として判決執行の滞留が挙げられていた。その後、改正判決執行法（2021年）の施行などによって、本調査実施時までには状況が改善されているか否かは定かではない。なお、調査実施者の聴取（2024年1月）によれば、ラオスにおける国際法律事務所の一つは、時間と費用がかかりすぎ依頼者の期待に応えられないとして、ラオスにおける訴訟対応を受任していないとのことであった。

は、市民間の紛争解決に寄与している。ビジネス取引においては、経済紛争解決法（2018年 第51号／国民議会）に基づく経済紛争解決センターによる調停・仲裁制度がある。この調停・仲裁も、その執行に際しては、裁判所を経て<sup>11</sup>、司法省によって行われる点で司法的解決と同様であり、執行の滞留の問題が残っている。

裁判例について、人民裁判所法（2017年第22号／国民議会）第12条第2項は、以下のとおり、判例を前提とした規定を置いている。

人民裁判所法

第12条

（第1項略）

刑事事件の中のある問題に関する最高人民裁判所の判決で、法律は明確に規定していない、民事事件、商業事件、労働事件、行政事件、家族事件並びに少年事件で法律が規定していない、あるいは法律の規定はあるが明確ではないものは、判例であるとみなして、各級の人民裁判所は、この問題が法律の中で規定されるまで判例にしたがって裁判の実施をしなければならない。地域人民裁判所の破棄審判決は、最高人民裁判所の合意が有る時に限り、判例とすることができる<sup>12</sup>。

以上の規定を踏まえ、調査実施者は、これまで、最高人民裁判所から、最高人民裁判所の確定判決を判例として公開していきたいという意向を直接何度も耳にし（中国の司法解釈や事例指導制度、又は、ベトナムの判例選定制度を参考にするのか否かといった点までは定かではなかった）、今回の調査でもそれを確認した（別冊1第2-4（2））。しかし、本調査実施時点において、いまだに裁判例が選定されたり、それらが公開されたりといった進展は見られない。なお、現在、最高人民裁判所のウェブサイトには複数の裁判が掲載されているが<sup>13</sup>、聴取によれば（別冊1第2-4（2））、単にサンプルとして挙げたにとどまり、裁判例として解釈基準としたり確定的な効力を持たせたりといった意味合いはない、とのことである<sup>14</sup>。

なお、ラオスにおいては、国民議会常務委員会が法解釈を行う権限を有し（憲法第56条第2号）、特定の条文の解釈に関する決議を行う（法令制定法第113条）。他方、最高人民裁判所は、国民議会常務委員会に法解釈の提言を行う（人民裁判所法一部条文改正法〔2022年第

<sup>11</sup> 裁判所は、調停・仲裁の執行に関する申立てを受けて、15日以内に執行を決定し、紛争の内容面の審査は行わない（経済紛争解決法第52条）。

<sup>12</sup> 本条項の邦訳について、JICA ラオス六法<[ラオス六法 | 事業・プロジェクト - JICA](#)>（2024年2月28日最終閲覧）参照。本条項第1文の前半部分（「判例であるとみなして」より前の部分）は意味がとりにくいが、原文に忠実な訳となっている。

<sup>13</sup> 最高人民裁判所ホームページ<[www.peoplecourt.gov.la](#)>（2024年2月28日現在、閲覧不可）。

<sup>14</sup> これを分析したものとして、鈴木一子「ラオス最高裁判決の評釈①（民事事件）」ICD NEWS 第87号（法務省法務総合研究所国際協力部、2021年6月）。同第88号、第89号も参照。

22号／国民議会〕第21条第7号）。これを受けて、裁判所は、法令の解釈権限を持たないと言われることもあるが、実際には紛争解決の範囲内で必要な解釈を行っているものと思われる<sup>15</sup>。最高人民裁判所は、全裁判官が参加しての裁判官会議を毎年開催しており、会議では判断に迷った事例が紹介され、汎用性があるものについては事例集やQ&A集が同会議でまとめられ、全裁判官に配布、それに基づき裁判を行うという運用がなされている。また、裁判官会議以外の機会においても、最高人民裁判所により通達が発せられ、特定の事案についての判断指針が内部的に示されている。

以上のとおり、本調査実施時点において、裁判例は確定、公開されておらず、裁判例を通じて実務が運用されている実態は存在しない。よって、本調査におけるビジネス法令に関する運用実態（第2章）において、裁判例に関する情報は含まれていない。

---

<sup>15</sup> 調査実施者が、JICAプロジェクトを通じて裁判官らと協議した経験に基づく。